

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会
歴史的風土の保存・継承小委員会報告（案）に関する
パブリックコメントの概要及びこれに対する対応等について

- 実施期間：平成19年12月25日（火）～平成20年1月11日（金）
- 告知方法：国土交通省HP等に掲載
- 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送
- 意見提出件数：21通（個人3通、団体・企業等10通、地方公共団体等8通）

1. 頂いたご意見の内容について

小委員会報告（案）に関して頂いたご意見等を内容で区分すると、以下の通りでした。

パブリック・コメント	ご意見数	<u>総 計</u>	2 1 通
------------	------	------------	-------

うち	（１）小委員会報告（案）の内容に関わるご意見	3 7 件
----	------------------------	-------

	（２）小委員会報告（案）全般に対する感想、賛意 今後の施策展開に関するご意見・ご提言	2 3 件
--	---	-------

※上記（１）～（２）の分類は、頂いたご意見を内容で分割し、それぞれ件数にカウントしております。
このため、各々の件数の総計は頂いたご意見数と一致していません。

2. 「小委員会報告（案）の内容に関わるご意見」に対する見解・対応等について

※ 報告（案）に関して頂いたご意見について、報告書の具体的な記述に関わるものについて、「主な御意見」として整理を行っております。

1. 歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果と今後のあり方に関する検討経緯	
主 な 御 意 見	見 解 ・ 対 応 等
(特段のご意見なし)	
2. 歴史的文化的資産をめぐる現状と課題	
主 な 御 意 見	見 解 ・ 対 応 等
(特段のご意見なし)	
3. 今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方	
主 な 御 意 見	見 解 ・ 対 応 等
(特段のご意見なし)	
4. 歴史的風致を保存・継承し、再生するまちづくり	

主 な 御 意 見	見 解 ・ 対 応 等
(1) 新たなまちづくり制度の位置付け	
○ 歴史的風土を形づくる上での重要な要素である文化遺産の防災問題が、明示的に示されることが望まれる。	【一部修正】 ○ ご趣旨を踏まえ、記述を修正しました。
(2) 新たな概念の明確化について	
○ 「歴史的風致」という概念は、明確にしつつも柔軟性を高めておくことが、多様なアイデンティティの保証には望まれる。	【原文を維持】 ○ 歴史的風致を形成する要素の③において、伝統的活動は「時代特有の価値意識に応じて変化する」と記述し、「歴史的風致」の概念の柔軟性を確保しております。
(3) 新たな制度における国の支援のあり方	
○ 「国が積極的・重点的な支援を行うべき区域」の要件の①に登録文化財を対象にしてほしい。 ○ 「国が積極的・重点的な支援を行うべき区域」として、市町村指定史跡、市町村指定文化財、未指定ではあるがそれと同等の歴史・伝統を持つ文化財的建造物等が存在する区域も対象とすることを明確に示してほしい。 ○ 制度の対象に、近代・現代の産業遺産が含まれ得ることを明示又は暗示してほしい。 ○ 国が歴史的風致の維持向上に関して示す基本方針に即して認定された都市においては、「歴史文化都市」的なステータスが与えられるよう法令等で指定すべき。	【原文を維持】 ○ 国が積極的に支援する歴史的風致は、国家的な重要性のより高いものに限定すべきと考えます。なお、核となる文化財があれば、周辺の登録文化財を一体として区域に含むことは差し支えないと考えます。 【原文を維持】 ○ 国が積極的に支援する歴史的風致は、国家的な重要性のより高いものに限定すべきと考えます。なお、核となる文化財があれば、周辺の市町村指定文化財を一体として区域に含むことは差し支えないと考えます。 【原文を維持】 ○ 新たな制度は、過去のものであれば、近現代の産業遺産も「歴史的文化的資産」であり、制度の対象になり得ると考えます。 【原文を維持】 ○ ご指摘の趣旨は、国による認定によって得られるものと考えております。

○ 都市単位での対応ではなく、地区単位での対応がより個性的なまちづくりや誇りの醸成に向けて効果的。 ○ 歴史的建造物等の復原等については、文化財保存修理において用いる厳密な手法による整備を行うことになるか、その方針を明らかにしてほしい。 ○ 永続的に街並みを形成する歴史的建築物などを維持保全活用していくには、住民と一定の技術を持った地場の職人の生きた技術が必要であることを報告書に加筆してほしい。	【一部修正】 ○ 国が積極的に支援する対象は、区域単位としております。その趣旨が明確になるよう記述を一部修正しました。 【一部修正】 ○ 復原等の手法については、史実を踏まえるものであることが望ましい旨を（１）に記述しました。 【一部修正】 ○ ご趣旨を踏まえ、（１）の記述を修正しました。
（４） 国が講ずるべき支援の内容	
○ ①の７つ目の○には「専門家の派遣」がありますが、②の「建造物」については「専門家の派遣」がない。 ○ ①の７つ目の○の３行目、「まちなみの」とあるのは市街地に限定しているように感じられますので、「風致やまちなみの」としてほしい。②の２つ目の○の記述は間接補助に限定していますが、市町村への直接補助の可能性も追記してください。 ○ ③歴史的風致を尊重し調和を図ったまちなみの再生・創造の項に次の一文を加筆してはどうか。 ○ 歴史的風致地区を観光資源として活用するための指針づくりを行う。 ○ 文化庁が進めている文化財総合的把握モデル事業に位置付けられた「歴史文化基本構想」及び「保存活用計画」と、本報告（案）に位置付けられた「市町村の総合的な計画（歴史的環境保全計画（仮称）」との関連性を明確にしてほしい。また、連携事業であるならば、構想や計画の策定を一本化することができないか、検討してほしい。	【原文を維持】 ○ ①の「専門家の派遣」は、制度全般に係るものとして記述しております。 【一部修正】 ○ ご趣旨を踏まえ、記述を修正しました。 【原文を維持】 ○ 歴史的風致の維持向上が観光の面においてもわが国の国際的な位置付けの向上を目的とする旨を（１）に記述しており、国が作成する基本方針に、市町村の総合的な計画に必要な応じ盛り込むことを記述すべきと考えます。 【原文を維持】 ○ 市町村の総合的な計画に文化財の保存・活用等を盛り込むべきことは記述しております。

○ 本制度により指定、修理を行った歴史的建造物については、その利活用を促進するため、建築基準法第 3 条の適用除外規定が適用できるようにしてほしい。 ○ 復原・再生の対象に、未指定の文化財（文化財と同等の歴史・伝統のある建造物等）も含めてほしい。 ○ 国の支援措置の中で掲げられている規制緩和に関わる事項については、国の計画認定の有無にかかわらず、新たな法制度に定める手続きに従って地方自治体が策定した計画に基づくものであれば、適用できるようにしてほしい。 ○ 歴史的文化的資産の「活用・再生」に係る現行制度（特に、建築基準法）の課題を追加してほしい。 ○ 市町村が認定を受けるために策定する整備計画は「国が歴史的風致の維持向上に関して示す基本方針」に即すべきものとされている。その方針の決定にあたっては、地方の実情が反映されるよう市町村の意見を十分聞いてほしい。 ○ 市町村の総合的な計画に基づく歴史的文化的資産を活かしたまちづくりにおいては、不必要な都道府県の関与を外し、市町村が主体発意で行える制度としてほしい。 ○ 地域コミュニティを支える伝統的な活動に対しても積極的な支援をお願いしたい。 ○ 近年住民の高齢化が進行している中、相続等により町家などの歴史的	【一部修正】 ○ ご趣旨を踏まえ、(1) の記述を修正し、新たなまちづくり制度は、都市計画法、建築基準法、古都保存法、景観法等のように土地利用規制や建築の規制を中心とした既存制度を効果的に活用すべきとしました。建築基準法第 3 条の適用除外規定についても、この趣旨に沿って、新たな制度と合わせて効果的に活用すべきと考えます。 【原文を維持】 ○ 復原・再生の対象は歴史的に価値のあるものであれば、文化財の指定の有無は問うべきではないと考えます。 【原文を維持】 ○ 規制緩和については、新たな地区計画制度を創設すべき旨を③に記述しています。 【原文を維持】 ○ 現行制度の課題については、2 (2) において記述しています。また、歴史的文化的資産の「活用・再生」について、新たな地区計画制度を創設すべき旨を③に記述しています。 【原文を維持】 ○ 基本方針策定の際に、パブリックコメント手続きを行うことを考えております。 【原文を維持】 ○ 市町村の総合的な計画は、市町村の主体発意で行えるよう、都道府県の関与は限定的なものとし、必要な施設管理等の権限の委譲も盛り込んでおります。 【原文を維持】 ○ 伝統的活動については、本項目内の「伝統行事等の活性化等のソフト事業」についても費用を助成するよう記述しております。
--	--

価値を有する建物が失われつつあるため、歴史的風致を形成する建造物の維持管理等において、税負担の軽減措置の具現化を検討していただきたい。 ○ 歴史的な建築物で構成されるまちなみを維持していくうえで、高さや容積率だけでなく、建ぺい率についても状況に応じて緩和が可能となるよう検討願いたい。 ○ 歴史的なまちなみへの来街においては、本来、自動車よりも公共交通によるアクセスがふさわしいことから、バス等の公共交通への支援をより幅広く考えていただきたい。 ○ 歴史的文化的資産について、市民に対し働きかける普及活動や、資産を案内する説明員などのボランティアの養成事業、彼らの活動に対しても支援対象としていただきたい。 ② 歴史的風致を形成する建造物の復原・再生の支援に対して ○ 「都市公園内における復原等を補助の対象とする。」都市公園内と限定するのではなく、公共に供する敷地内等公共・公用の土地であれば良いくらい広げてほしい。 ○ 地方の活性化を積極的に意識するなら、「きめ細やかな対応」が求められる。国の役割としては、 ・事例・技術など情報プラットフォーム（技術情報を共有化する仕組み）の整備 ・モデル事業等を通じた人材の育成 を中心に、幅広く、将来を見据えた支援体制をつくることが求められる。（その他、同趣旨の意見が1件ありました。） 省庁横断的な政策であり、経験や人材が不足している分野なので、情報プラットフォームと合わせて、ワンストップサービスとなるような窓口・行政の体制づくりも政策の推進に効果が高い。	【原文を維持】 ○ 歴史的風致を形成する建造物の相続に係る負担を軽減するための税制、については、検討するよう記述しております。 【原文を維持】 ○ 建ぺい率は、敷地内に一定の空地を確保することにより建て詰まりを防止し、建築物の採光、通風等を確保するとともに、良好な市街地環境の確保を図ることを趣旨としています。このため、歴史的風致を形成する建築物であるからといって、一律にこれらを緩和することは適当でないと考えます。 【原文を維持】 ○ 都市の交通システムについては、検討するよう記述しております。 【原文を維持】 ○ 普及活動等の支援については、②内の「伝統行事等の活性化等のソフト事業」についても費用を助成するよう記述しております。 【原文を維持】 ○ 都市公園以外の場所における復原については、②の「復原・修復・取得・移設・・・市町村に対して費用を助成する。」にその趣旨を記述しています。 【一部修正】 ○ ①に市町村の情報の提供に必要な支援を行う旨の記述をしています。また、ワンストップサービスについては、ご趣旨を踏まえ、①に項目を追加しました。
--	---

○ 歴史的風致を保存・修復するためにも、土地柄の文化や風流、粋とかを、身につけ楽しむことができるよう、ライフスタイルをサポートする仕組みも是非検討してほしい。 ○ 路地裏に、ひっそりと建つ、伝統的工法でつくられている民家の、保存再生、そして生活者が利用できる活用こそが町に活気をもたらすと考え。基準法と関連した保存継承の案を求める。 (その他、同趣旨の意見が7件ありました。)	【原文を維持】 ○ 地域の歴史的風致を保存・継承するために必要な範囲に限られますが、伝統的活動については、本項目内の「伝統行事等の活性化等のソフト事業」についても費用を助成するよう記述しております。 【原文を維持】 ○ 建築基準法においては、例えば、すでに構造方法に関する規定（耐久性等関係規定を除く）の適用を除外するための構造計算（限界耐力計算）が定められているところです。新たなまちづくり制度の趣旨に沿ってこれらを効果的に活用すべきと考えます。
5. 報告に当たって	
主 な 御 意 見	見 解 ・ 対 応 等
○ 「歴史文化都市法」では一般的過ぎて、かえってなじみにくい。本文にある歴史的風致は、言葉自体になじみが少ない。世界遺産は自然もあれば、建造物もあるので、歴史遺産法などはいかがか。	【一部修正】 ○ ご指摘を踏まえ、記述を修正しました。

3. その他のご意見の内容

- ※ 報告（案）に関して頂いたご意見のうち、2. に記載した「報告（案）の修正意見に関するもの」以外のご意見を、
- ・ 報告（案）に賛意を示すもの
 - ・ 報告（案）をうけた施策展開にあたっての参考意見に関するもの
- の、2種に区分し、同趣旨の意見をまとめたものを掲載しております。

御意見数	御 意 見 の 内 容
5件	報告（案）に賛意を示すもの

	○ 都市の歴史的文化的資産の保存・継承を図るために、文化財保護行政とまちづくり行政を一体化した計画を作成し、トータル的に進めることは、大いに賛同する。 ○ まちづくりは、これまで、ともすれば外形的な整備が尊重されがちですが、まちづくりの主役は市民であり、その生活の豊かさは歴史的文化的資産とともにあるべきです。 その意味で、古都保存行政の理念と歴史的文化的資産を活かしたまちづくりを進めようという、このたびの報告（案）の内容は、国内の多くの都市が、地域固有の資産をその自然的環境とともに活かして良好なまちづくりを推進する考え方として、極めて当を得ていると考えます。 なお、新たな概念の明確化としての「歴史的風致」を形成する要素に、無形の伝統的活動なども含めていることから、むしろ、「継承すべき歴史的資産と一体をなす地域環境」の意味合いを強調した新しい言葉を検討することは意味があると考えます。 いずれにしても、国が地域固有の歴史的文化的資産を活かす（が活きるよう、）まちづくりを政策的に（積極的に）支援・推進しようとしていることは、地方分権が実施された今日においてむしろ必要とされており、多くの市民の共感を生むものと考えます。 （その他、同趣旨の意見が1件ありました。） ○ 全体として時宜に適ったすばらしい内容と拝見しました。法律化と施策推進をおおいに期待申し上げます。 ○ 歴史的風土と歴史的建造物とさらには、歴史的文化的活動もあわせて継承していこうとする制度が作られることは、とても意義深く、国際化が進む中で日本のアイデンティティーのために重要な役割を果たすことになるのではないかと思います。
18件	報告（案）をうけた施策展開にあたっての参考意見に関するもの ○ 古都保存法の対象となる「古都」の要件について、これまで一貫した「全国的な政治の中心地」から「歴史上重要な文化の中心地」へと幅広い意味で捉えて行くことは大変興味深い。 ○ 「古都保存法を適用ならしめるような歴史的風土を保存する必要がある地域」と「古都保存法の対象とならない都市であって、我が国にとって国民共有の資産たりうる歴史的文化的資産が集積している都市」の選別においては、全国的、客観的に見ても齟齬のないように十分な配慮をお願いしたい。 ○ 区域の認定に当たっては、既存整備計画区域（（例）都市再生整備計画（まちづくり交付金事業））との重複が可能となるように、制約を受けない設定ができるような配慮をしていただきたい。 ○ 文化庁と国土交通省が連携して「歴史的文化的資産を活かしたまちづくり」を推進することは大変有意義なことであるが、文化庁と国土交通省それぞれの役割分担を明確にしていきたい。

○ (全体について)

地方の衰退が危惧される中で、「都市再生」、「観光」等による地域活性化の支援は国の重要な役割であり、今回の報告(案)に沿った具体の支援策の展開を望みます。

(指針について)

国が作成・提示する指針の中で、「たたずまい」や住民等による持続性のある取り組み等の重要性を強調して明記されることが重要であると考えます。

- 登録有形文化財(建造物)を生かしたまちづくりを行うためにはまずその所在をはっきりさせる必要があると思います。建築後 50 年以上の建物の悉皆調査を行い確認しておく事が重要であると考えます。そしてそれらの建物のカルテをつくることにより保存・維持・活用する事が可能になると考えます。

- 昨年協議会を中心に「谷中五重塔の再建運動」が始まりました。東京都の「谷中霊園再整備計画」も進行しており、良いチャンスであり、また、地元の人間の記憶や思いとしても最後の機会と考えています。

そうした活動を行っている立場、視点としてお願いいたします。

国が講ずるべき支援の内容

1. 市町村の総合的な計画に基づく文化行政とまちづくり行政の連携・協同に対して

- ・文化財行政は大局的なものの見方、価値判断が重要であり、国が大切だととらえた場合はより強い指導を行うことも必要かと思えます。
- ・市町村と行った行政がこうした寄付金行為の受け皿となっただけだとその継続性、安心性からもスムーズに進むかと考えられますが、そうした支援のあり方は無いのでしょうか？また、行政自身が歴史的風致を形成する建造物の復原・再生の主体となるような機運をつくることをうまく助長できないのでしょうか？

3. 歴史的風致を尊重し調和を図ったまちなみの再生・創造に対して

- ・いくつか具体的な支援・助成項目がありますが、ケースケースでの落ちがまだあるように思います。支援や助成制度について柔軟に対応できるようにしておいていただけると良いかと思えます。また、国指定でモデル地区を毎年設定し随時その検討の中から助成制度の更新ができるようになると良いです。

(その他、同趣旨のご意見が 1 件ありました。)

①市町村の総合的な計画に基づく文化財行政とまちづくり行政の連携・協同について

- 事業を実施する市町村の厳しい財政状況を考慮して、起債充当率のかさ上げや地方交付税の手厚い措置を実施していただきたい。

②歴史的風致を形成する建造物の復原・再生の支援について

- 文化財指定のない社寺を、所有者である宗教法人が修理する場合に、市町村が補助することが可能となるような制度を創設していただきたい。

- 市町村が行う復原・修復・取得・移設や周辺の修景、これらを行うために必要な土地取得等に要する費用の助成に対して支援すること

を明確に示していただきたい。また、事業を進めるにあたって発掘調査を必要とする場合には、発掘調査も支援対象としていただきたい。

○ 歴史的風致を形成する建造物の周辺で市町村が実施する、公共公益施設（道路や通路、広場、植栽、せせらぎ等）の整備や、建造物の活用を促進するための施設（案内標識、休養施設、公衆トイレ、交流施設、駐車場等）の整備や、これらに供する土地取得費用（土地開発基金による先行取得土地買戻しを含む。）も支援していただきたい。

○ 復原・再生した歴史的建造物等の維持・管理費用についても支援していただきたい。

③歴史的風致を尊重し調和を図ったまちなみの再生・創造について

○ 掘割、水路、用水等の修復・再生を推進する場合に、基本設計費用や事業費について、手厚い支援をしていただきたい。

①市町村の総合的な計画に基づく文化財行政とまちづくり行政の連携・協同について

○ 現行のまちづくり交付金には 5 年間という期間設定があり、古都及び緑地保全事業の展開においてこの期間設定がなじむのかという懸念があり、フレキシブルな検討を願いたい。

②歴史的風致を形成する建造物の復原・再生の支援について

○ 新たな支援には民間が所有する重要文化財の買い取りを加えてほしい。

○ 建造物の復原・再生の支援においては、外観のみを対象とせず、内部についても耐震補強や、住宅における設備改修、バリアフリー化、近代建築等の用途変更に関わる改修など、活用に必要な事業内容について幅広く捉えていただきたい。

○ 文化財保護法の領域である伝建地区内において、緑地・公園・無電柱化等の環境整備に本制度の活用が図られるようお願いしたい。